

就業基準の年齢等改正について

平成29年12月の理事会で、就業基準の一部改正が承認され、平成30年4月1日から施行することになりましたのでお知らせします。

<要点>

- ① これまで、「文化センターの就業は2か所まで」に限られていましたが、この制限を撤廃しました。
- ② 別表1のそれぞれの職種の上限年齢を、改正後のとおり引き上げました。

就業基準の一部改正について

改正後

就業基準

(契約期間等)

第3条

2項 前項第1号の規定により就業期限に達した者で、引き続き就業を希望するときは、現在就業している場所以外の就業場所に変更して就業できるものとする。

別表1 (第3条1項第2号関係)

職種	上限年齢	備考
自動車の運転業務	満80歳	
植木剪定作業	満80歳	
草刈機の操作	満80歳	
自転車誘導業務	満82歳	
施設管理業務	満82歳	

別表2 (第5条1項関係)

文化センター、体育館、陸上競技場、ふれあい会館、市役所駐車場、府中市有料駐車場、女性センター、教育センター、市庁舎自転車等管理、都立多摩職業能力開発センター、**その他公共的施設**

附則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。